

## よくあるご質問

令和3年1月27日

### 【協力金の申請・添付書類について】

#### (申請について)

#### Q 1. 申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口にて備え付けています。

#### Q 2. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

#### Q 3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法をお願いします。

なお、送料不足の場合は受付せず、返送します。その結果、提出期限に間に合わなかった場合でも、受付しませんのでご注意ください。

#### Q 4. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年2月22日（月）までに提出してください。当日の消印有効です。

#### Q 5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいですか？

A. 本人確認ができませんので、受け付けられません。

Q 6. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず様式4をご利用ください。

(添付書類について)

Q 7. 1月12日から2月7日までの時短要請（第3弾）に伴う協力金の申請にあたり、12月18日もしくは12月25日から1月11日までの時短要請（第2弾）に伴う協力金申請の際に提出した書類と同じものは、提出を省略してよいか？

A. 協力金（第2弾）を申請済み（不支給決定者を除く）で協力金（第3弾）を申請する場合は、添付書類の一部を省略することが可能です。

詳しくは、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）申請受付要項（別表1-2）をご確認ください。

Q 8. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

○営業実態が確認できる資料

Q 9. 確定申告書の写しはどのようなものですか？

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

**Q 1 0. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすればよいですか？**

A. 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

**Q 1 1. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？**

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。

**Q 1 2. 直近の経理帳簿（3カ月程度）はいつからの分を提出する必要がありますか？**

A. 令和2年10月1日以降の経理帳簿の写しを提出してください。

**Q 1 3. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？**

A. 例えば、月次の売上帳簿や現金出納簿など、営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

**Q 1 4. 営業許可証の写しを提出する必要がありますか？**

A. 要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書、喫茶店営業許可書のほか、必要な許認可の写しを提出してください。

Q 15. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

## ○時短等の状況がわかる書類

Q 16. 時短等していることを第三者が分かる書類とは何ですか？

A. 時短要請に応じて、全面的にご協力いただいたことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭に掲示されている告知チラシやその掲示状況を撮影した外観写真などが考えられます。

事業者等の名称や時短等の状況（営業時間の変更）がわかるようにしてください。

また、複数の店舗分をまとめて申請する場合は、店舗ごとに時短を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

なお、確認できる資料が複数ある場合は、審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q 17. 様式3（2枚目）で提出が求められている営業時間短縮、休業等の状況が分かる書類とは、写真のほかにどのようなものが考えられますか？

A. WEBサイトの写し、店頭の休業等を明示した掲示物等の写しなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNSページの写しが考えられます。

## (その他)

### Q 1 8. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、提出を求めた資料が期限までに提出されない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。

また、申請書類として提出されたものは、返却しません。

### Q 1 9. 協力金の支給を受けた場合、課税対象となりますか？

A. 協力金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

## (令和3年1月16日からの追加要請について)

### Q 2 0. 令和3年1月12日から時短要請が行われた酒類の提供を行う飲食店と、令和3年1月16日から時短要請が行われた飲食店の双方を運営している。申請書はどのように記載すればよいですか？

A. 様式1の「2 協力金交付申請額」に、「㊟令和3年1月12日(火)0時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮」と「㊟令和3年1月16日(土)20時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮」のそれぞれの申請店舗数欄に該当する店舗数を記載してください。